〇「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」等の一部改正について

平成19年6月27日 消安セ業第229号 各都道府県消防設備保守協会理事長(会長)あて 財団法人日本消防設備安全センター理事長

このたび、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」等の一部を別添のとおり改正いたしましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴協会制定の関係規程等を早急に改正し、一定の周知期間をおき平成20 年4月1日から実施されますようお願い申し上げます。

なお、今回の主な改正点等は、下記のとおりです。

記

1 主な改正点

- (1) 他の都道府県における点検済票の交付については、都道府県消防設備協会(以下 「設備協会」という。) 間の協定を廃止し、他の都道府県の表示登録会員も、申請に 基づき点検済票の交付を受けることができることとした。
- (2) 消防用設備等点検済表示制度運用規程(例)及び同運用細則(例)を補足するため、 別途作成していた「消防用設備等点検済表示登録会員に関する審査基準準則」等を これらの(例)の本則として取り込んだ。
- (3) 消防用設備等点検済表示制度(以下「点検済表示制度」という。)の普及に特に優れた業績を有する表示登録会員を設備協会は定期的に表彰することとされているが、この表彰受賞者を財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)が行う「消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰」(以下「優良事業所表彰」という。)への上申要件とした。
- (4) 点検済票の表示位置及び表示登録会員が点検するものとして示されている消防用設備等の種類を、消防用設備等の点検基準及び点検要領で示されている名称に対応して整理した。
- (5) その他、規定の整理等を行った。

2 今回改正する規程等と改正点

- (1) 別添 1 消防用設備等点検済表示制度推進要綱 (改正点)
 - ア 点検済票は設備協会が交付するものであることを明確にした(第3)。
 - イ 表示登録会員の登録を規定に付加した(第5)。

- ウ 表示登録会員の登録の抹消を規定に付加した(第8)。
- エ その他規定の整理等を行った。
- (2) 別添2 消防用設備等点檢済表示制度運用規程(例) (改正点)
 - ア 消防用設備等点検済表示管理委員会の規定を本則に取り込んだ(第2条)。
 - イ 表示登録会員の名簿をホームページに掲載することとした(第5条第4項)。
 - ウ 他の設備協会の表示登録会員を表示登録会員とみなすこととした(第11条第2項)。
 - エ 相談窓口についての規定を明確にした(第15条)。
 - オ 点検推進指導員についての規定を付加した(第16条第3項)。
 - カ 安全センターが行う優良事業所表彰は、設備協会が表彰した表示登録会員のうちから上申することとした(第18条第2項)。
 - キ その他規定の整理等を行った。
- (3) 別添3 消防用設備等点検済表示制度運用細則(例) (改正点)
 - ア 表示登録会員の登録に係る審査基準を本則に取り込んだ(第3条第2項)。
 - イ 表示登録会員として登録された者は、表示登録会員名簿に登載するとともに設備 協会のホームページに掲載することとした(第4条第1項)。
 - ウ 点検済票の交付手数料の積算方法を本則に取り込んだ(第11条第2項)。
 - エ 損害賠償責任保険に係る事務の取扱いを本則に取り込んだ(第12条)。
 - オーその他規定の整理等を行った。
- 3 「「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について」の一部改正

「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について(平成8年4月12日消安セ業第122号)を次のとおり改正する。

文中「各都道府県消防設備保守協会」を「各都道府県消防設備協会」に、「保守協会」を「設備協会」に、「点検業者」を「点検事業者」及び「交付価格」を「交付手数料」に改める。

記 2 (2)中「従って、その運用に当たっては、別添 3 に示す「消防用設備等の点検業務に係る損害賠償責任保険事務取扱いについて」に留意されたいこと。なお、保守協会が別添 3 に沿って新たに損害賠償責任保険を運用する場合にあっては、円滑に開始できるよう措置されたいこと。さらに、諸般の事情があり直ちに新たな運用を開始することが困難な場合には、当分の間、現行の方法により損害賠償責任保険を運用することもやむを得ないものであること。」を削る。

記 2(3)及び同(4)中、なお書きを削る。

記3中「別添7に示す「消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程準則」を参考

に」を削る。

記4中「別添8~10の準則等を参考にして、」及び「(3) 消防用設備等点検済表示登録会員に関する審査基準」を削り、(4)を(3)に繰り上げる。

「別添3 消防用設備等の点検業務に係る損害賠償責任保険事務取扱いについて」、「別添4 消防用設備等点検済票交付価格積算の考え方について」、「別添5 点検済票の交付に関する協定書(二者間協定例)」、「別添6 点検済票の交付に関する協定書(ブロック間協定例)」、「別添7 消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程準則」及び「別添10 消防用設備等点検済表示登録会員に関する審査基準準則」を削り、「別添8消防用設備等点検済表示制度運用規程準則」を「別添3 消防用設備等点検済表示制度運用規程準則」を「別添3 消防用設備等点検済表示制度運用規程細則」を「別添4 消防用設備等点検済表示制度運用規程細則(例)」に改める。

4 実施時期

平成20年4月1日

(別添略)